

造林公社の抜本的改革のための支援について

1. 提 案

本県が造林公社から免責的に引き受けた（株）日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫）の債務について、将来にわたる利子負担の軽減が図れる新たな金融支援制度の創設を図られたい。

造林公社の経営改善に資するため、木材生産流通施策の充実および森林の新しい価値に着目したビジネス創造のための施策の強化を図られたい。

造林公社の経営支援を行う地方公共団体の財政負担を軽減するため、地方財政措置の大幅な拡充等を図られたい。

特別交付税措置の枠（現行20億円）の拡充および対象の拡大など県からの公庫債務の償還に対する地方財政措置の創設

2. 現状と課題

公社造林は、政策的に奥地など条件不利地に展開することとされていたことや、事業資金のほとんどを借入金で賄ってきたことから債務が増加し、また、本県公社の将来の伐採収入を試算したところ、最大で約800億円の債務超過であることが判明した。

公社は、経営の抜本的な改革を行うため、検討会議を立ち上げ、約2年半鋭意議論してきたが、合意には至らず、両公社は、これ以上自主努力による経営再建は困難と判断し、昨年11月に特定調停を申立てた。

こうした中、公社が公庫から全額繰上償還請求を受け、これに伴い、県は損失補償契約に基づき一括請求を受ける状態となったことから、県は約490億円の公庫債務を免責的に引き受け、将来利息を含めた約690億円を42年間に分割して支払うこととし、また将来、公社の伐採収益の中から弁済を受けることとした。

本県の森林の10分の1を占める公社営林の公益的機能が持続的に発揮されるためには、適正な森林管理と公社の健全経営を図らなければならない。

そのため、特定調停の早期成立と県の財政負担の軽減に向け全力を上げて取り組む必要がある。

（農林水産省、総務省、財務省）

3. 本県の取組状況

施業転換資金の導入による低利資金への借換え（平成9年度～）
 公社自助努力の指導

- ・補助事業の活用、受託事業の確保等、管理経費の縮減

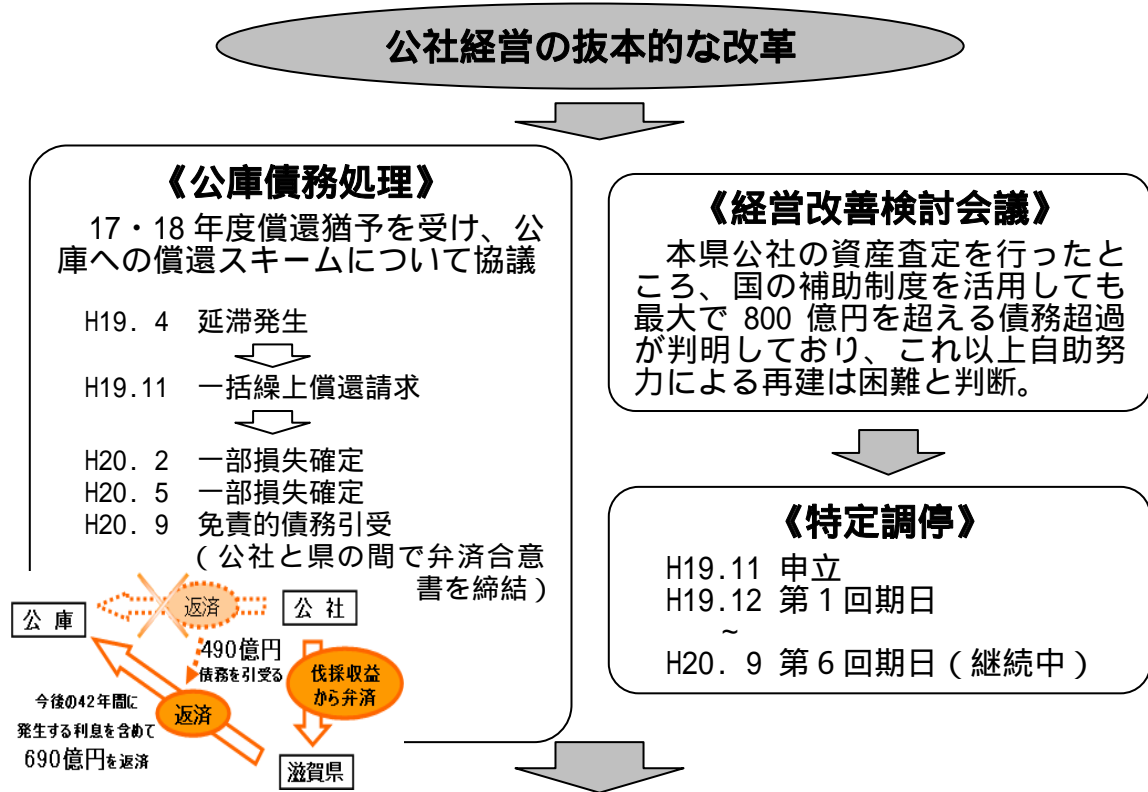
県貸付金の無利子化

- ・平成11年度から公社への新規貸付金の無利子化を実施、既貸付金についても利息を凍結。

抜本改善策検討期間中の暫定的支援（出資金、出えん金による支援）

公庫債務を免責的に引受け（平成20年9月）

（提案の概要）



公社の安定経営を目指した今後の取組

- 債務の圧縮 ... 特定調停の早期成立
- 国の財政的支援 ... 国と地方の政策協議
- 伐採収入の確保 ... 木材流通システムの構築

木材生産流通施策の充実
 森林の新しい価値に着目したビジネス創造

提案の内容

公庫債務にかかる利子負担の軽減につながる金融支援措置

公社の経営支援にかかる特別交付税措置の枠と対象の拡充
 県が引き受けた公庫債務の償還に対する地方財政措置